

NEXUS CORE 規約

令和8年4月1日施行

第1章 名称及び事務局

第1条（名称）

この会は、「NEXUS CORE」（ネクサス コア）という。

第2条（事務局）

この会の事務局は、代表が指定する場所に置く。

第2章 目的

第3条（目的）

この会は、指導者と保護者が協力して、選手のバスケットボール技術の向上及び健全育成を図るとともに、育成年代の心身の成長を支え、地区・地域に貢献するために活動することを目的とする。

第3章 活動方針

第4条（活動方針）

この会は、次の方針により活動する。

- I 会員の考えを尊重して、チーム運営や各種活動を行う。
- II 特定の政党や宗教には関係しない。
- III 営利を目的とする行為は行わない。
- IV 目的に応じて、他の社会教育機関と協力する。
- V 本チームに所属する際は、所属中学校と十分に相談した上で、保護者の承諾を得ることとする。

第4章 会員

第5条（会員の資格）

この会の会員は、次のとおりとする。

- I 本チームに在籍する選手及びその保護者
- II 選手の指導を行うコーチ及び運営に関わる関係者

第6条（入会）

この会に入会しようとする者は、保護者が所定の入会申込書を責任者に提出し、役員会の承認を得なければならない。

- I 選手が未成年者である場合、入会の申込みは保護者が行うものとする。
- II 入会の承認は、役員会の審議を経て決定する。
- III 役員会は、入会の承認又は不承認の結果を、速やかに申込者に通知するものとする。

第7条（会員の権利及び義務）

会員は、次の権利及び義務を有する。

- I 会員は、平等の権利を有し、会の活動に積極的に参加することができる。
- II 会員は、会の運営に関し、役員会又は総会の決議を尊重し、正当な手続によらずにこれを妨げる行為をしてはならない。
- III 会員は、所定の会費を納入しなければならない。
- IV 会員は、会の運営に必要な情報について、他の会員の個人情報及びプライバシーに配慮しつつ、適切に取り扱わなければならない。

第8条（退会）

会員が退会しようとするときは、保護者が退会届を代表に提出しなければならない。

- I 退会届の提出をもって、退会の効力が生じるものとする。
- II 退会する会員は、退会日までに発生した会費その他の債務を完納しなければならない。

第9条（除名又は資格停止及び退会勧告）

- 1 会員が次のいずれかに該当する場合、役員会の決議により、除名又は資格停止及

び退会勧告の処分を行うことができる。

- I この規約又は総会の決議に違反したとき
 - II この会の運営方針に著しくそぐわないと役員会が認めたとき
 - III 会費を正当な理由なく3か月以上滞納したとき
 - IV 会の秩序を著しく乱す行為があったとき
 - V 暴力、暴言、ハラスメントその他の不適切な行為があったとき
 - VI その他、会員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の処分を行うにあたっては、あらかじめ当該会員（未成年者の場合はその保護者を含む。）に対し、弁明の機会を付与しなければならない。
 - 3 除名又は資格停止の決定は、当該会員及びその保護者に書面により通知するものとする。

第5章 会費及び経理

第10条（会費）

この会に参加する場合は、入会費及び月会費を納めなければならない。

- I 会費の額は、総会において別に定める。
- II 会費の支払義務は、選手の保護者が負うものとする。
- III その他、会の活動に必要な費用は、臨時に集めることがある。
- IV 金額の詳細については、別に内規を定めて運営する。

第11条（会費の滞納）

会費を正当な理由なく滞納した場合は、次のとおり取り扱う。

- I 滞納が1か月を超えた場合、代表又は会計は、当該会員の保護者に対し書面又は電子的方法により督促を行う。
- II 滞納が3か月を超えた場合、第9条に基づく除名又は資格停止の対象とすることができる。

第12条（会費の不返還）

既納の入会費及び会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

第13条（経理）

この会の経理は、次のように行う。

- I 運営費は、会費及びその他の収入をもってあてる。
- II 運営費は、総会で承認された予算に基づいて執行する。
- III 決算は、会計監査を経て、総会で承認を得なければならない。
- IV 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- V 会の預金口座は、会計が管理し、支出は代表の承認を得て行うものとする。

第6章 役員及びその任務

第14条（役員）

この会に、次の役員をおく。

- I 代表
- II コーチ
- III 事務局長
- IV 会計・書記
- V コンプライアンス担当
- VI 審判担当
- VII その他、コーチングスタッフ

第15条（役員の任務）

役員の任務は、次のとおりとする。

- I 代表は、会務を統括し、会を代表する。
- II コーチは、選手に直接指導を行う。

- III 事務局長は、会の運営に関する連絡・調整を行う。
- IV 会計・書記は、会費を収納し総会で決議された予算を執行し、決算事務及び財産管理を行うとともに、記録や文書等の保管を行う。
- V コンプライアンス担当は、チーム内の暴力・暴言・パワハラ撲滅や規則順守に関する連絡・調整を行うとともに、第23条に定める相談窓口としての機能を担う。
- VI 審判担当は、練習試合や公式戦において、積極的に審判を担当する。
- VII コーチングスタッフは、コーチを補佐し、選手の指導及びチーム運営を支援する。

第16条（役員会）

役員会は、役員をもって構成し、任務は次のとおりとする。

- I 会の運営を行う。
- II 移籍に関する確認を行う。
- III 関係諸機関との連絡調整を行う。
- IV 入会及び除名に関する審議を行う。
- V その他、緊急を要する案件について審議決定を行う。

第17条（役員の選任及び任期）

役員の選任及び任期は、次のとおりとする。

- I 役員は、総会において会員の中から選任する。
- II 役員の任期は、総会で選任された日から1年間とする。ただし、再任は妨げないものとする。
- III 役員に欠員が生じた場合は、役員会で補充を検討する。なお、任期は前任者の残任期間とする。
- IV 役員は、第II号又は前号に規定する任期が満了しても、後任者が決定するまではその職務を負う。

第18条（役員解任）

役員が次のいずれかに該当する場合、総会の決議により解任することができる。

I 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

II 役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の決議を行うにあたっては、あらかじめ当該役員に弁明の機会を付与しなければならない。

第7章 会計監査

第19条（会計監査の設置）

この会の会計を監査するために、2名以内の会計監査をおく。

第20条（会計監査の報告）

会計監査は、総会において監査結果を報告する。

第21条（会計監査の権限）

会計監査は、その職務を行うために、次の権限を有する。

I 会の会計帳簿及び関係書類を閲覧すること

II 会計・書記その他の役員に対し、会計に関する報告を求めること

第22条（会計監査の任期及び選任方法）

会計監査の任期及び選任方法は、役員の場合に準じる。会計監査は役員と兼任を認めない。

第8章 ハラスメント防止及び苦情処理

第23条（ハラスメントの禁止）

会員及び役員は、暴力、暴言、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントその他一切のハラスメント行為を行ってはならない。

第24条（相談窓口）

この会は、ハラスメントに関する相談窓口として、コンプライアンス担当を置く。

- I 会員及びその保護者は、ハラスメントに関する相談又は苦情を、コンプライアンス担当に申し出ることができる。
- II コンプライアンス担当は、相談を受けた場合、速やかに事実関係の調査を行い、役員会に報告しなければならない。
- III 役員会は、調査結果に基づき、必要な措置（第9条に基づく処分を含む。）を講じるものとする。
- IV 相談者及び協力者に対し、相談又は協力を理由とする不利益な取扱いを行ってはならない。

第9章 総会

第25条（最高決議機関）

総会は、全会員で構成されるこの会の最高決議機関である。

第26条（総会の種類及び開催）

総会は、定期総会と臨時総会とする。

- I 定期総会は、毎年度の最初の3か月以内に開催する。
- II 臨時総会は、下記の場合に開催する。
 - i 全会員の5分の1以上から要請があった場合
 - ii 役員会が必要と認めた場合

第27条（総会の招集）

総会は、代表が招集する。

- I 代表は、総会の開催日の少なくとも14日前までに、会員に対し、会議の日時、場所及び議題を通知しなければならない。
- II 前項の通知は、書面又は電子的方法（電子メール、SNS等）により行うことがで

きる。

第28条（総会の審議事項）

総会では、前年度の活動報告・決算報告、当年度の活動計画・予算及び役員・会計監査の承認、規約の改正、そのほかの重要事項を審議し決定する。

第29条（総会の定足数及び議決）

総会は、会員の過半数をもって成立し、委任状を出席者に含める。

- I 議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- II 会員は、書面又は委任状により議決権を行使することができる。書面による議決権行使は、出席とみなす。

第30条（議事録）

総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- I 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した会員の中から選任された議事録署名人1名以上が署名する。
- II 議事録は、事務局において保管し、会員の閲覧に供するものとする。

第10章 規約の改正

第31条（規約の改正）

この規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。なお、規約改正にあたっては役員会が改正原案を作成するものとする。

第11章 会務先決

第32条（会務先決）

この会の会務上の遂行途上で緊急な事態が発生した時、又はこの規約に記載されていないことが発生した場合は、この会の規定にかかわらず、代表が先決処理することができる。

できる。ただし、規約の改正、会員の除名その他会員の権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、この限りでない。

2 前項の規定により先決処理を行った場合は、事後の役員会及び総会で承認を得なければならない。

第12章 個人情報の保護

第33条（個人情報の取扱い）

この会は、会員及びその保護者の個人情報について、次のとおり取り扱う。

- I 個人情報は、会の運営及び活動に必要な範囲内でのみ利用する。
- II 個人情報は、会員及びその保護者の同意を得ずに第三者に提供しない。ただし、JBA、HBA その他の関係機関への登録に必要な場合はこの限りでない。
- III 活動中の写真及び動画の撮影並びにその利用（SNS、ウェブサイト等への掲載を含む。）については、あらかじめ保護者の同意を得るものとする。
- IV 個人情報の管理は、事務局長が行い、漏えい、滅失又は毀損の防止に努めるものとする。

第13章 事故等の対応

第34条（保険への加入）

選手及び指導者は、スポーツ安全保険その他の傷害保険に加入しなければならない。

保険料は会の負担とする。

第35条（事故発生時の対応）

活動中に事故又は傷害が発生した場合は、次のとおり対応する。

- I 指導者は、直ちに適切な応急処置を行い、必要に応じて医療機関への搬送その他の措置を講じる。
- II 代表は、速やかに当該選手の保護者に連絡するとともに、事故の状況を記録す

る。

Ⅲ 重大な事故が発生した場合は、代表は、JBA、HBA その他の関係機関に報告するものとする。

第36条（免責）

この会は、活動中に生じた事故又は傷害について、故意又は重大な過失がある場合を除き、会としての賠償責任を負わないものとする。ただし、適用される保険の範囲内での補償は妨げない。

第14章 解散

第37条（解散事由）

この会は、次の事由により解散する。

- I 総会における出席者の3分の2以上の多数による解散決議
- II 会員の不足その他の事由により、会の活動を継続することが困難となったとき

第38条（残余財産の処分）

解散時の残余財産は、総会の決議を経て、この会の目的に類似する団体又は公益的な活動に寄付するものとする。

第15章 補則

第39条（内規）

この規約に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、役員会の決議により別に内規で定めることができる。

第40条（施行期日）

この規約は、令和8年4月1日より施行する。